住民異動の手続きはお早めに

入学、就学、転勤などで引っ越しされる方は 住民異動の手続きが必要になります

○住民異動届の届出人は

異動する本人または世帯主が届け出人となります(本人・世帯主が都合で届け出できない場合は、その世帯の同居人でも届け出できます)。

しかし世帯を同じくする世帯人以外および世帯分離している方が代理で届け出する場合は、本人または世帯主が書いた「委任状」が必要になります。

○届け出に本人確認書類が必要

届け出人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの官公署発行の証明書など)が必要になります。

○受付時間

住民異動届を受け付けできる時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)までの午前8時30分から午後5時15分までです(毎週水曜日は午後7時15分まで受け付けできます)。

※ご注意ください

土・日曜日については、住民異動届は受け付けていません。

こんなとき	届出書に必要なもの	届け出の期限
転入したとき	●印鑑 ●転出証明書(前住所地で交付) ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療負担区分等証明書 または広域内異動連絡票(前住所地で交付) ●介護保険受給者資格証明書(前住所地で交付) ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ●小・中学生の子どもがいる場合は在学証明書(前学校で交付)	転入した日から 14 日以内
転出するとき	●印鑑 ●印鑑登録証 ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●乳幼児またはひとり親家庭医療受給者証 ●介護保険被保険者証 ●重度心身障害者医療費受給者証	転出した日から 14 日以内
町内で住所を 変更したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証 ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療被保険者証 ●乳幼児またはひとり親家庭医療受給者証 ●介護保険被保険者証 ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ●重度心身障害者医療費受給者証	転居した日から 14 日以内
世帯主が変わったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証	変更した日から 14日以内 TR生活課 72-6033

間町民生活課 ☎ 72-6933